

## 指 示

平成 24 年 7 月 31 日

檜葉町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

## 記

1. 檜葉町における、平成 23 年 3 月 12 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域(前面海域\*を含む)については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって別紙のとおり避難指示解除準備区域に見直し、居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 檜葉町における、平成 23 年 4 月 21 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域(前面海域\*を含む)については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

※ 檜葉町と富岡町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度(北緯 37 度 18 分 59 秒)から南側の海域であって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域をいう。

以上

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>檜葉町 井出の全ての区域 大谷のうち、乙次郎を除く区域 上小埜の全ての区域 上繁岡の全ての区域 北田の全ての区域 下小埜の全ての区域 下繁岡の全ての区域 波倉の全ての区域 前原の全ての区域 山田岡のうち、大坂を除く区域 山田浜の全ての区域</p> <p>檜葉町内国有林磐城森林管理署 648林班から661林班、701林班から710林班、 736林班から741林班、663林班、758林班</p>
------------------------	--